

中国進出・撤退・組織変更完全マニュアル (2013年改訂版)

～組織再編から見てくる、もうひとつの中国市場攻略法～

Mizuno Consultancy Holdings Ltd.

代表取締役社長 水野真澄



< 目次 >

第1部 中国進出（進出方式の選定・現地法人・駐在員事務所の開設）——4**I. 中国進出に際しての組織選定…4**

1. 進出形態（駐在員事務所、現地法人、支店）
2. 各種形態の特徴

II. 現地法人（外商投資企業）の設立…6

1. 資本金
2. 現地法人（外商投資企業）の設立フロー

III. 駐在員事務所（常駐代表処）の開設…17

1. 常駐代表事務所の特徴
2. 常駐代表処の開設手続
3. 常駐代表処の活動範囲の実務解釈
4. 非居住者代表の個人所得税の特例

IV. 加工貿易形態での事業展開…20

1. 加工貿易の定義
2. 来料加工と進料加工
3. 来料加工・進料加工を行う中国組織
4. 加工貿易契約の認可取得手続
5. 来料加工廠外資（独資転換）

第2部 中国拠点閉鎖・撤退手続きと重点ポイント——24**I. 外資企業の解散…24**

1. 解散・持分譲渡の意思決定
2. 中外合弁会社における清算損失の対応
3. 持分譲渡による撤退
4. 会社清算の種類
5. 清算に際しての注意点
6. 会社清算手続と撤退の注意点

II. 駐在員事務所の閉鎖…30

1. 常駐代表処閉鎖のフローチャート

第3部 中国拠点の組織変更における手続きと重点ポイント——31**I. 来料加工廠の独資転換…31**

1. 転換作業に関わる法的根拠
2. 転換作業のフローチャート（作業日数は標準作業日数）
3. 独資転換作業に伴う注意点・問題点
4. 独資転換後の注意点

II. 駐在員事務所（常駐代表処）から現地法人（外資企業）への転換…[40](#)

1. 現地法人転換の意義
2. 組織変更にあたっての手續と注意点

III. 現地法人（外資企業）から駐在員事務所（常駐代表所）への転換…[44](#)

1. 駐在員事務所への転換の意義
2. 組織変更にあたっての手續と注意点

IV. 出張所名義の変更（日本企業の常駐代表処から香港現地法人等の常駐代表処への転換）…[48](#)

1. 出張所名義の変更の意義
2. 組織変更の手續
3. 組織変更にあたっての注意点

V. 合併…[50](#)

1. 外資企業の合併形態
2. 合併の会計処理
3. 合併の税務処理（企業所得税法）
4. 合併の実務上の問題点

VI. 持分譲渡による出資者変更（買収・撤退）…[53](#)

1. 持分譲渡とは
2. 持分譲渡の手續
3. 持分譲渡代金の送金
4. 持分譲渡の会計・税務処理

VII. 組織変更に関する税務優遇（特殊性税務処理）の条件とメリット…[57](#)

1. 特殊性税務処理の概要
2. 特殊性税務処理の実務上のポイント

VIII. 住所変更…[60](#)

1. 住所変更手續
2. 区を跨ぐ住所移転のフローチャート

第4部 現地法人を活用した拠点展開（再投資子会社の設立・中国内拠点構築）——[61](#)

I. 現地法人の再投資子会社の設立…[61](#)

1. 国内再投資の規定
2. 再投資手續
3. 再投資の手續きと注意点

II. 現地法人の支店（分公司）と連絡事務所（弁事処）…[64](#)

1. 現地法人の中国内支店（分公司）と連絡事務所（弁事処）の違い
2. 分公司の種類と注意点
3. 分公司の課税方法

第5部 現地法人の増資と減資 67

1. 増資
2. 減資
3. 中外合作企業の投資先行回収

第6部 外資商業企業（卸売） 72

1. 外資商業企業
2. インターネット販売
3. 危険品の取扱い
4. 保税区貿易会社

第7部 地域統括会社の設立 75

1. 外資投資性公司
2. 管理性公司
3. 販売会社・コンサルティング会社を利用した地域統括機能（実務面での対応）

第8部 香港からの中国投資のメリット・デメリット 81

1. 香港活用の意義
2. 香港経由の中国ビジネスの注意点
3. 中国・アセアン FTA の活用

VI. 持分譲渡による出資者変更（買収・撤退）

1. 持分譲渡とは

持分譲渡とは、出資者（A）が、中国法人（C）の出資持分を、他の出資者（B）に譲渡する行為を指す。

現出資者（A）と新出資者（B）は、中国居住者の場合と、非居住者の場合の双方が考えられる。

- ・ 外資企業の持分を、外国出資者が内国出資者に譲渡した場合（出資比率が 25%未満となった場合）、外資企業の登記を内資企業に転換する必要がある。
- ・ 外国企業の持分を、内資企業が購入する場合、持分譲渡代金は、内資企業（購入者）から外国企業（譲渡者）に対して対外送金する必要がある。

この場合、持分譲渡に関する認可機関の認可証を提示して、外貨管理局で送金許可を取得する必要がある。

2. 持分譲渡の手続

外商投資企業の出資者が持分譲渡を行う場合の手続と注意点は、以下の通り。

① 合弁パートナーの同意取得と董事会決議

合弁企業の出資者が、持分譲渡を行う場合は、合弁パートナーの同意が必要。

中外合資経営企業法实施条例第 20 条には、以下の内容が定められている。

- ・ 合弁当事者の一方は、その持分の全部、又は一部を第三者に譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を得た上で、審査認可機関に報告して認可を受け、登記管理機関で変更登記の手続を行わなくてはならない。
- ・ 合弁当事者の一方が、その持分の全部、又は一部を譲渡する場合、他の合弁出資者は、優先購入権を有する。
- ・ 合弁当事者の一方が、第三者に持分を譲渡する条件は、他の合弁当事者に譲渡する条件より有利であってはならない。

以上の内容に違反する場合、その譲渡は無効になる。

この前提で、合弁パートナーの同意を取得した上で、持分譲渡に関する董事会決議を行う。

② 認可機関の許可取得

持分譲渡に関する董事会決議後、持分譲渡に関する政府機関の許可を取得する。

「外商投資企業出資者の持分変更に関する若干の規定（対外貿易経済合作部・国家工商行政管理总局[1997]外経貿法発第 267 号）、以下、持分譲渡規定」には、持分変更の審査・認可機関が、当該企業の設立を批准した審査・認可機関である事が規定されている。つまり、商務主管部門に許可申請を行う事になる。

持分変更の認可取得に際して必要な書類

- ・ 持分変更申請書
- ・ 外商投資企業の元の合弁契約書、定款、及びその修正内容
- ・ 外商投資企業の設立認可及び営業許可証のコピー
- ・ 持分変更に関する董事会決議書
- ・ 持分変更後の董事会構成員名簿
- ・ 譲渡・購入者が調印し、その他の投資家が署名、若しくは、その他の書面方式により同意した、持分譲渡契約書
- ・ 審査機関が要請するその他の資料

持分譲渡契約書の必要記載事項

- ・ 譲渡者及び購入者の名称・住所、及び法廷代表者の氏名・職務・国籍
- ・ 譲渡を行う持分の割合とその価格
- ・ 持分譲渡の期間とその方法
- ・ 購入者が、合弁契約、定款に基づいて享受する権利と義務
- ・ 違約責任
- ・ 根拠法及び争議の解決
- ・ 契約の発効と終了
- ・ 契約締結日時と場所

③ 持分変更登記

審査認可機関（商務主管部門）は、企業が持分変更申請受領後、30 日以内に認可するか否かの回答を行う事とされている。認可機関の許可取得後 30 日以内に、企業は、審査認可機関で外商投資企業の認可証書変更手続を行う必要がある。

これらの手続終了後、所管の工商行政管理局（商務部認可＝国家認可が行われた場合は、国家工商行政管理局、若しくはその委託機関）で変更登記を行い、出資更正変更後の営業許可証が発給される。

3. 持分譲渡代金の送金

持分譲渡代金は、当事者間（譲渡者・譲受者）で直接行う。

よって、日本企業間で譲渡を行う場合は、日本で代金決済を行う事になり、中国の外貨管理から外れる事になる。

一方、日本企業が中国企業に譲渡する場合、持分譲渡代金が中国から日本に支払われる事になる。以前は、持分譲渡代金の対外決済に関して、外貨管理局の許可が必要であったが、「直接投資に係る外貨管理政策のさらなる改善及び調整に関する通知（匯発[2012]59号）」により、外貨管理局の許可は不要となり、商務主管部門の持分譲渡許可の情報を、所管の外貨管理局で登録（備案）するだけで、対外送金が認められる様になった。

4. 持分譲渡の会計・税務処理

譲渡額は、当事者間で合理的に取り決めた価格（時価）に基づく。

また、譲渡代金の決済も当事者間で行う（中国法人 C を経由する必要はない）。

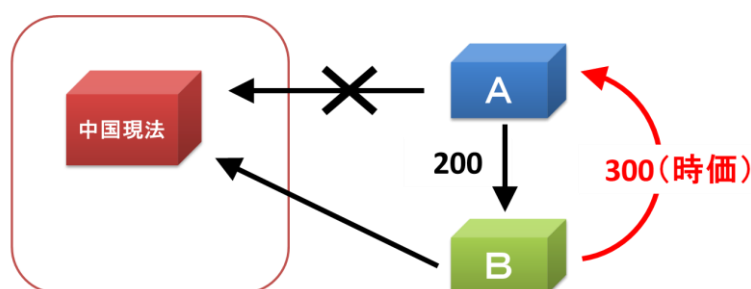
<持分譲渡の会計処理>

現出資者（A）：時価で出資持分を譲渡し、簿価との差額を持分譲渡損益として計上。

新出資者（B）：購入金額＝時価金額で出資を計上

買収対象会社（C）：経理処理なし。

図 10.



- ① Aの出資200を時価300で売却(A→B)。
- ② Aの譲渡益は100(300－200)であり、これが中国で課税対象となる。
- ③ BからAへの支払いは当事者間で実施。
- ④ Bが中国企業の場合は、中国現法は内資企業に転換。